



SEIYO AUDIT CORPORATION

監査品質に関する報告書 2 0 2 2

QUALITY REPORT

清陽監査法人

目次

1. 理事長挨拶
2. 社会的使命
3. ガバナンス体制
4. 品質確保に向けて
5. モニタリング
6. その他の取り組み
7. 経営評価・監督委員からのメッセージ
8. 法人概要

1. 理事長挨拶

清陽監査法人

理事長 齊藤 孝

私たちの使命は、会計及び監査のプロフェッションとして、独立した立場から財務情報に信頼性を付与し、資本市場の健全な発展に寄与することです。その使命を自覚し、私たちは、監査の品質を最優先にした組織体制を構築し、真摯に社会的使命に向き合い、社会やクライアントから信頼される監査法人を目指しております。

また、グローバル化や情報化に伴って社会や経済環境が大きな変革期にある現在、国際業務に関連する監査や支援業務を行える体制を整える等、前向きに取り組んでおります。

私たちは、企業は生き物であり、命も個性もある存在として捉えることができると考えております。被監査会社等の個性を尊重し十分に理解した上で、最も適したスキームを構築し監査サービスを提供してまいります。被監査会社等のビジネスに対する十分な理解と適切なアドバイスこそが、社会や被監査会社等との信頼関係を築き、社会的な使命を全うする上で不可欠であると認識しており、そのためには、真摯かつ誠実に対応することが何よりも大切であると考えております。

監査の現場では監査チームを構成する個々の会計士の力量、不正を見抜く力が重要であります。当法人の監査チームは、豊富な実務経験を踏まえた公認会計士を中心に編成しております。そして、必要かつ十分な監査手続を実施するために監査ツールを開発しその充実にも力を入れており、監査品質の向上につなげております。組織を支えるのは人間です。職業的懐疑心が常に適切に発揮できるように人材を育成・配置するとともに、不正を見逃さない体制を強化していきます。そして、当監査法人に所属するすべての者が、自らプロフェッションの論理を規範化し行動していく「プレミアム監査法人」を目標に掲げ、その実現に取り組んでおります。

ここ数年、大企業を含む上場会社等において不正会計事案が発生しており、監査業界全体の信頼性が揺らいでおります。そのような中、監査への信頼を確立し社会からの期待に応えるためには、監査品質の確保は最優先課題であると認識しております。

今や私たちも中堅規模の監査法人となり、組織体制の強化、経営の実効性の発揮等が求められています。私たちは、監査業務の高い品質を維持向上することを業務運営の基本方針とし、高品質な監査を支えるより強固な組織体制を構築してまいります。私たちは、一層の社会の期待に応えるべく、監査品質の更なる向上を目指してまいります。そして、その取り組みの透明化に向けて「監査法人のガバナンス・コード」を導入しております。

本報告書「監査品質に関する報告書2022（QUALITY REPORT）」においてその取り組み内容を説明いたします。

2. 社会的使命

取り巻く環境

政治・経済の国際化、加速度を増す目覚ましいAIの進歩は、社会やその中で活動する私たち個人や企業のあり方に、大きな変容をもたらしつつあります。

時に批判的な見方もされる金融資本主義ではありますが、それは依然として、私たちの社会を支える基本的な制度であり、企業や個人が経済的な合理性を追求する際の基礎となっていると捉えることができるでしょう。

そして、その機能を保証するために正しい会計報告が求められています。

担うべき使命

公認会計士の使命は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務諸表その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することにあります（公認会計士法第一条）。

この使命は、個人事務所、監査法人を問わず、また、大規模な監査法人か小規模な監査法人かを問わず、監査に携わる者すべての者が当然に担うべきものであります。

我々が目指すもの

当監査法人は所属する公認会計士の数が100人未満の中堅規模の監査法人であり、大手監査法人出身者、金融機関や一般企業での勤務経験のある者も多数所属しております。

監査業務は監査法人の規模にかかわらず、通常、数人から10数人のチームで実施されますが、個々のメンバーの監査の力こそが重要であると考えております。

私たちは中堅規模であること、多様な人材を有することの強みを生かした監査に取り組んでまいります。

- 1 経営の意思が迅速に現場に伝達されます。
- 2 監査現場と審査担当者や特別審査会などの審査部門との時間的心理的な距離が近いこと、常時継続的な協議が可能であるという強みを生かした迅速な判断が可能です。
- 3 様々な知識や経験を生かし多様な側面からの検討を行います。

3. ガバナンス体制

認識と取り組み

会計監査の信頼性を確保し向上させていくためには、健全な組織運営とともにその透明化への取り組みが必要であるものと考えております。

当監査法人は社会的使命を深く認識し、その実現のための一環としてガバナンス・コードを採用し、企業やステークホルダーの皆様、ひいては社会における信頼性の確保に向けて取り組みます。

ガバナンスと業務運営のための組織

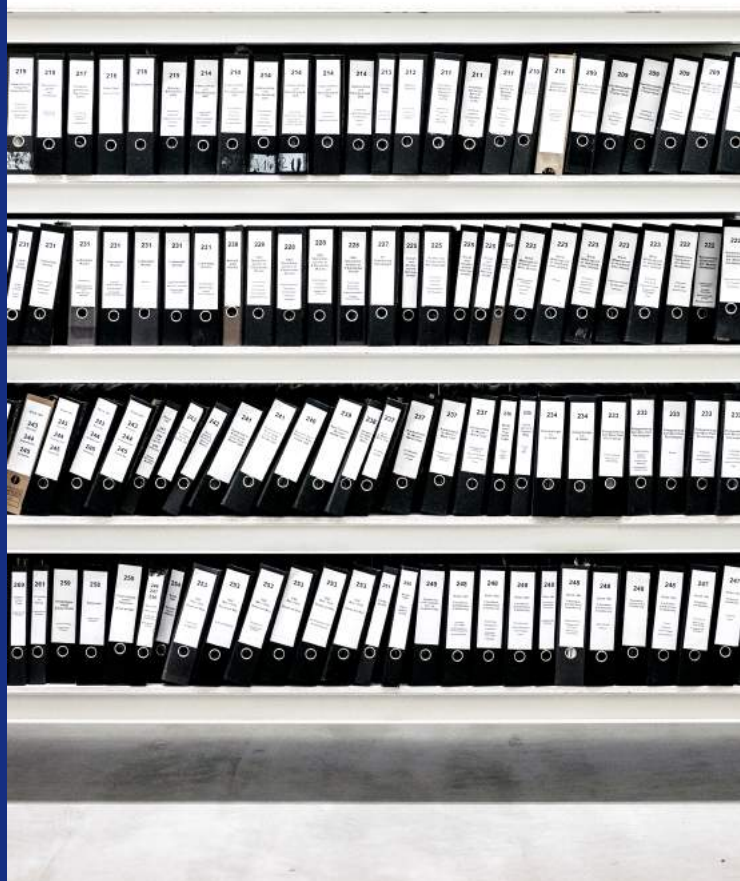
当監査法人は、経営の意思決定機関として理事会を設置しており、理事会は経営全般に責任を負っております。理事会は、社員の中から選出された理事により構成されており、理事の中から理事長、副理事長を選任し、業務執行にあっております。定期的に理事会を開催するとともに、機動的に運営できるよう随時理事会を開催できる体制となっております。

当監査法人は、法人全体の組織運営の実効性を独立した立場から監督・評価する経営評価・監督委員制度を設けております。

経営評価・監督委員には、慶応義塾大学名誉教授の黒川行治氏を選任しております。

黒川行治氏は、これまで日本ディスクロージャー研究学会会長、金融庁企業会計審議会委員等を歴任し、現在、財務省財政制度等審議会財政制度分科会委員、法制・公会計部会長、（一財）産業経理協会理事長、及び（公財）医療研修推進財団監査役等を兼任しております。

経営評価・監督委員は理事会へ出席し、理事長及び担当理事とのコミュニケーション等を通じて、公益性の観点から法人全体の組織運営に関し、独立した立場からその実効性を監督・評価していただいております。なお、総務部が、経営評価・監督委員の業務補助を担っております。



4. 品質確保に向けて

経験に裏打ちされた品質

当監査法人は監査業務の品質管理に関する法人としての基本方針とこれに関する規程等を整備し、運用しております。当該基本方針及び規程等は、我が国の法令、基準、日本公認会計士協会自主ルール等に準拠しております。品質管理に関する諸制度を整備・運用する責任は、最高責任者である理事長の下、品質管理担当理事が担っていますが、重要な事項については、理事会で決定しております。

また、品質管理業務を有効に遂行するために、品質管理本部をはじめとした各部署を設置しております。一方、監査の現場では監査チームを構成する個々の会計士の力量、不正を見抜く力が重要となります。その監査力を維持しさらに向上させるための風土醸成の重要性を認識し、取り組んでまいります。

当監査法人の人員の経験年数等は末尾の人員の状況に記載したとおりです。

豊富な実務経験を踏まえ、最適な解への道筋を探ります。

採用と研修

監査職員を採用する場合には、採用予定者（主として他法人等における監査経験者）から履歴書等を入手するとともに、理事長などによる面接を行い、当監査法人の目指す監査への適格性を判断しております。

また当監査法人は教育・訓練において、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があると認識しており、日本公認会計士協会の主催する職業的専門家としての教育研修（CPE）に加え、当監査法人独自の研修を実施するなど、積極的に取り組んでおります。

評価と昇進

組織的な運営においては、大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・評価が重要であると認識しております。そして、そのための評価基準・給与体系を整備しております。

人事評価にあたっては、事務所における品質管理活動や個別の監査業務実施状況など、監査品質への取り組みに重点を置いております。評価結果は、その後の面談を通じ各社員・監査職員に伝達され、以後の監査品質の向上のために役立てられております。

また、人事評価の結果を踏まえ、適切に給与を決定しております。

人材の配置・ローテーション

業務執行社員、監査チームメンバー、審査担当者の選任に当たっては、その企業の属する業界での監査経験をはじめ、それぞれの専門要員の経験・能力を考慮しております。

業務執行社員及び審査担当者の選任については、監査法人全体として最適な者を選任するため、理事会の承認の上で決定する体制としております。また、チーム編成に関しては、各業務に必要な専門能力や経験を備えた編成となるよう配慮しております。

業務執行社員のローテーションの方針及び手続については、公認会計士法等に基づき、業務執行社員は原則として関与期間は7年を超えないこと、必要なインターバル期間は最低2年（筆頭業務執行社員は公認会計士法の大会社等に該当する会社においては最低5年）とすること等の方針を策定し、運用しております。

独立性の確保

当監査法人は、プロフェッショナルとしての独立性と倫理観を保持するために、厳格な内部規律のもとで厳正かつ公正不偏の態度を常に保持することを監査法人及び所属する社員・職員に対して要求しております。

当監査法人及び所属する社員・職員は、わが国の関係法令及び日本公認会計士協会が定める監査人の独立性に関する諸規則を順守するとともに、当監査法人の規程として「独立性のルール」を定めております。

当該ルールに基づき、すべての監査契約については監査法人の独立性をチェックするとともに、社員及び職員全員から「独立性のチェックリスト」を提出させることにより、被監査会社からの独立性を確認しております。



インサイダー取引防止

当監査法人は、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動のそれぞれにつき職業倫理の順守に関する方針及び手続を定めその周知徹底を図っております。

当監査法人の品質管理規程およびインサイダー取引防止規定においては、当監査法人及び社員が出資又は代表者等となっているネットワークファームの役職員が、その職務に関して知った当監査法人の関与先の重要事実等の管理ならびに役職員による株券等の売買等に関する行動基準を定めております。また、金融商品取引法その他の関係法令および本規程の定めを順守し、当監査法人の関与先の重要事実等の適切な管理と内部者取引の未然防止に努めなければならない旨を定め、株式のインサイダー取引を行うことを禁じております。

情報セキュリティ

監査の実施過程等において入手した情報のセキュリティを確立することは、監査の信頼性を維持するためにも必要なことです。

当監査法人では、情報セキュリティ最高責任者及び「情報セキュリティ規程」を定め、入手した情報の取り扱い、業務上使用する各種機器に関連する留意事項等について、研修などを通じて繰り返し順守の必要性を伝達するとともに、定期的に順守の状況を点検・確認しております。

契約の新規締結・更新

監査契約の新規の締結と更新に伴うリスクを最小化するため、監査契約の締結ならびに更新にあたり、チェックリストを用いてリスク評価を行うとともに、当監査法人の定める審査基準に基づいた審査手続を実施しております。

具体的には、会社との独立性、会社の財政状態及び経営成績、経営者及びガバナンスの状況、内部統制、資金調達、ビジネス上の課題、報酬、当監査法人の監査実施体制（監査業務を遂行するリソースに問題はないか）、経営者の意図的な財務諸表の虚偽表示の可能性、過去の監査結果等を総合的に評価し、その評価結果をもとに当監査法人の規程に基づく承認手続を経て、契約の受嘱及び更新の是非を決定しております。

新規受嘱についての評価・検討業務は業務開発部が担当しております。

品質管理への取り組み態勢

当監査法人は、監査業務の品質管理に関する基本方針とこれに関する規程等を整備し運用しております。当該基本方針及び規程等は、我が国の法令、基準、日本公認会計士協会の自主ルール等に準拠しております。

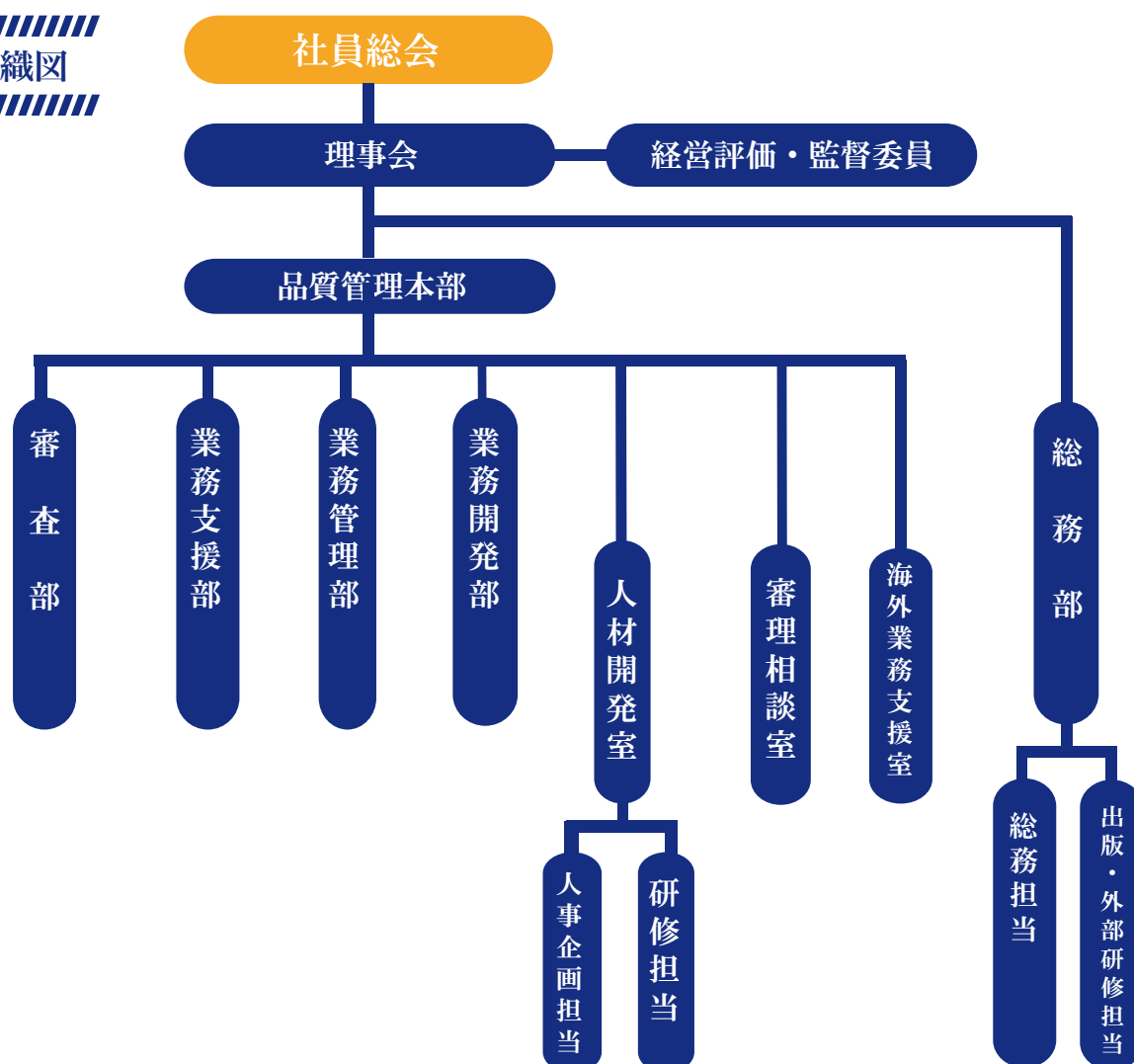
品質管理に関する諸制度を整備・運用する責任は、最高経営責任者である理事長のもと、品質管理担当理事が担っておりますが、重要な事項については、理事会が決定しております。また、品質管理業務を遂行するにあたり、品質管理本部をはじめと

した各部署を設置しております。

監査に関する品質を総合的に検討し管理するために、品質管理本部は、担当業務ごとに設けられた各部署の連携のための協議体である品質管理協議会の運営管理を行っております。

品質管理等の組織は以下の組織図のとおりです。監査チームはこれら関連各部の管理のもと、監査を実施しています。

組織図



監査ツール

当監査法人は、我が国の監査の基準に準拠した監査マニュアルを作成し、それに基づき監査業務を遂行しております。また、他の監査事務所と連携し開発した共通の監査ツールを利用し、監査業務を遂行しております。主として、業務支援部が対応しております。

審査

すべての監査業務に関して、監査意見を表明するため審査受審義務を課しております。

この審査は適格性が確保された審査担当者により行われますが、審査担当者については、日本公認会計士協会の定める倫理規則等で要求される独立性を保持し、必要な知識、経験、能力、職位等の監査業務の審査を行うために必要とされる適格性があることを検討したうえで選任しております。

なお、審査担当者には、審査対象会社の審査期間について、原則として7年を限度とするなどのローテーションルールを設けております。

審査は、監査契約の新規締結、更新段階から、監査計画の立案及び変更、意見表明の各段階において行われております。

特に重要な検討事項がある場合や業務執行社員と審査担当者との間に判断の相違が生じた場合には、合議体である特別審査会で慎重に検討されます。

また、専門的な検討事項に対応するため、審理相談室を設けております。

これらの審査業務を適切に遂行するための機能は審査部が担っており、審査制度の適切な整備・運用に努めております。

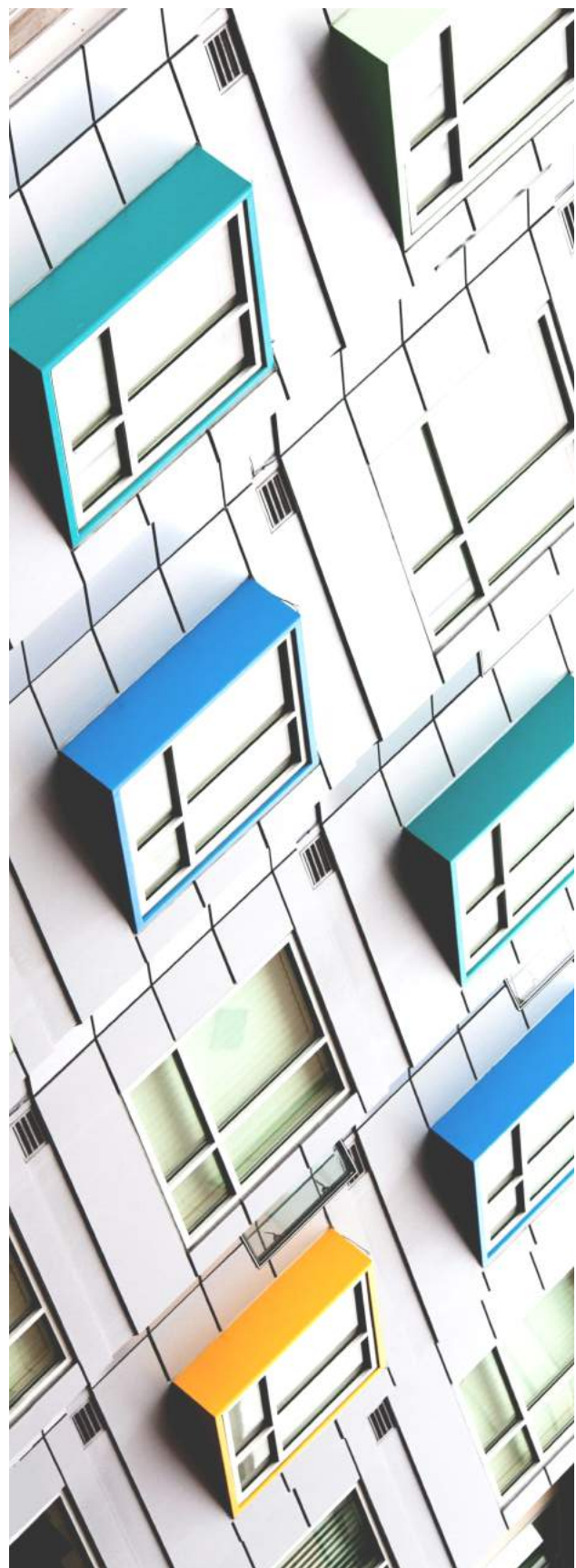
5. モニタリング

日常的監視と定期的検証

当監査法人の定めた品質管理のシステムに従った監査業務の質が合理的に保たれていることを確かめるため、品質管理本部により、品質管理システムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しております。

日常的監視は、定期的で開催される品質管理協議会において、各部署に割り当てられた品質管理活動の実施状況報告や意見交換を通じて確かめられるほか、必要に応じて随時品質管理本部が、業務執行社員、審査担当者、あるいは各部署等に対する質問や関連書類の閲覧などの方法により実施しております。

また、定期的検証は毎年定期的に実施しており、選定された業務について、調書のレビューや監査チームへの質問等を通じ、監査の実施状況を確認しております。その結果、不備や改善すべき事項が発見された場合には、当該業務の担当者と協議するとともに、必要に応じて研修等を通じて法人全体にも伝達され、改善に向けての対応が行われます。



第三者によるモニタリング

監査法人に対する第三者によるモニタリング制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会（以下「CPAAOB」という）による検査があります。

日本公認会計士協会の「通常レビュー」は、定期的、計画的に実施する「定期レビュー」として実施され、監査事務所が行う監査の品質管理状況についてレビューが行われます。また、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合には、「通常レビュー」とは別に、当該事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況について「特別レビュー」が実施されます。

当監査法人は過去の品質管理レビューにおいて、重要な不備の指摘を受けておりません。

CPAAOBによる検査は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているか等について審査し、必要に応じて監査事務所等への検査を実施しています。

検査の結果、監査事務所等の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には文書により通知し、監査事務所等にその改善を促します。また、「監査事務所検査結果事例集」を公表することにより、監査法人等に対し一層の改善を促しております。

当法人は、CPAAOBによる検査を踏まえ、監査品質の向上に取り組んでおります。

内外通報制度

不正、粉飾および法令違反等に関する情報を当監査法人の内外から広く収集し、適時かつ適切に問題点を把握し、改善・是正することにより監査の品質を確保するため、内部通報制度を設けるとともに、外部通報制度としてホームページ上に監査ホットラインを開設しており、EメールまたはFAXによる通報を受け付けております。

通報等の内容については、理事長に直ちに報告され、対応が協議されます。また、通報によりもたらされた情報は、経営評価・監督委員にも報告され適切な対応を確保する体制となっております。

6. その他の取り組み

協会活動への貢献

日本公認会計士協会（本部・各地域会）での活動に積極的に取り組んでおります。

現在に至るまで、様々な協会役員や委員会の委員等として活動してきました。そして現在においても、当監査法人のメンバーが日本公認会計士協会の役員や各種委員会の委員等として活動しております。

協会活動への参加は、協会の運営を大法人など一部の組織に任せきりにするのではなく、中小監査法人や個人会計士、また大企業だけではなく中小企業などの様々な視点の提供にもなり有益であると認識しております。

国際化への対応

企業の海外進出にともない、監査法人としてもその国際化への対応が求められています。そのために連結決算において求められる海外子会社の監査人等とのコミュニケーションのために必要なツールを整備するとともに、随時、リモート会議や現地に赴く事により当該監査人と直接意見交換を行うなど、適切な対応に取り組んでおります。

また、英国に本部を置くBAKER TILLY INTERNATIONALネットワークメンバーに加盟することにより、監査業務国際化への一層の対応を図っております。

コンサルティング

当監査法人は、監査業務を中心に組み込む方針を取っておりますが、多様で経験豊富な人材を活用した、経営・財務に関連したコンサルティングサービスも提供しております。特に、公開準備、企業の財務価値評価、買収等の際のデューデリジェンス支援などを中心に行っております。

出版研修

クライアントの皆様を交えた決算対応のための研修会を開催するとともに、当監査法人の監査等に関する意見をいただき、改善に向けて役立てる取り組みを行うこととしております。残念ながらこの研修に関しましては、コロナ禍により、昨年、一昨年とクライアントの皆様を交えての開催は控えさせていただいておりました。今後の開催については、状況を踏まえた対応を検討致します。

また、日ごろの業務上の研鑽の成果を踏まえて出版した「会計処理ガイドブック」は、年度改訂により第27版まで版を重ねてきましたが、2019年1月に「会計処理コンパクトガイド」に書名を変えて全面改定しており、2020年1月には改訂版を発行いたしました。

7. 経営評価・監督委員からのメッセージ

「経営評価・監督委員」の活動を振り返って
ー2021年4月から2022年3月までー

2022年4月1日
慶応義塾大学名誉教授
(一財)産業経理協会理事長
(公財)医療研修推進財団監査役
黒川行治

2021年4月から2022年3月までの経営評価・監督委員としての活動を振り返って、清陽監査法人の経営意思決定状況について、意見を述べさせていただきます。なお、経営評価・監督委員の任期は、8月に開催される社員総会の日から2年間であり、私は、2021年8月19日に開催された社員総会において、2023年8月開催予定の社員総会まで引き続き同職に就任することになりました。

1. 私自身の職責・目標

経営評価・監督委員に期待される職務は、監査法人の経営（理事長および理事の意思決定行為等）を、外部の第三者の立場でモニタリングし、監査法人の経営が健全であることを保持するとともに、有識者として監査法人の経営がより健全になるようにアドバイスをすることです。

2. 理事会への出席状況

理事会は原則として毎月第1木曜日に開催されております。私は、2021年4月から2022年3月までに開催された臨時を含む13回の理事会すべてと8月の社員総会に出席しました。理事会の形式は、対面とリモートによる会議であり、リモート会議においても、対面と同様の資料をオンラインで閲覧しています。また、新規受嘱案件などの臨時理事会審議事項がある場合には、随時、その詳細についてメールその他で説明を受け、確認をしています。

理事の任期は2年間で、社員全員の記名投票による理事改選の選挙があり、2022年8月の社員総会から2024年8月開催予定の社員総会までの理事7人が選ばれました。私は、選挙の公正性を担保するため、3月28日の開票作業に立ち会いました。

3. 理事会を通じて得た知見

- ・理事会には必要な情報が適時に提供され、会計監査の品質向上に向けた意見交換が活発に行われ、時には理事会が3時間を超えることもありました。7人の理事すべてが13回中12回は理事会に出席しており（監査業務のため理事1人がやむをえず1回欠席）、理事会における各理事の意思疎通は極めて良好であると言えます。
- ・新規受嘱案件および継続受嘱案件の審議では、監査上のリスク等に関する率直かつ深度ある意見交換がなされ、外部の第三者である私にも理事と同様の情報が提供されております。とくに、新規受嘱案件では、当該企業のガバナンス構造の課題の一つとして、経営陣の経営倫理・道徳観についても検討しています。経営陣の自然人としての倫理観・道徳観の質は、企業が社会の中の一員であるという意識の源泉であり、企業の社会的責任の遂行状況を決定するからです。
- ・これまでと同様、理事会では、「業務管理態勢」、「品質管理態勢」、「個別監査業務」の一層の改善のための諸方策を遂行しています。
- ・とくに、監査業務の一層の充実と監査調書の効率的作成ならびに、監査責任者による監査補助者の業務と調書作成進捗度管理のため、監査調書の電子化を進めています。
- ・昨年に続き情報セキュリティの強化、犯罪収益移転防止法への対応、ならびに、産業医（嘱託）との契約等、法人組織の管理ならびに厚生の実施、コロナ禍におけるリモート業務対応の安全・信頼性の確保を図っています。
- ・「プレミアム監査法人」に向けての取り組みの一環での研修状況の確認の厳格化および若手正規職員雇用のためのリクルート活動の結果、2021年度の公認会計士試験合格者2人（男女各1人）を常勤監査専門要員として採用することができました。
- ・今後の課題として、引き続き非常勤職員の一層の活用のため、モチベーションの維持および当法人との関係性の強化について検討をお願いしたいと思います。また、常勤職員の割合を高めること、とくに社員19人のうち女性は1人、選挙とはいえ理事7人がすべて男性であることは問題であり、女性が活躍できる環境整備に留意され、基幹となる人材の充実と多様化が進展することを望みます。

以上

8. 法人概要

所在地 東京都港区西新橋1-22-10

人員 当監査法人の監査専門要員の状況は以下のとおりです。

社員・職員の平均年齢・経験年数（2022年3月31日現在）

社員	19名	平均年齢 57歳	平均経験年数 26年
----	-----	----------	------------

監査 職員	68名	平均年齢 48歳	平均経験年数 16年
----------	-----	----------	------------

（経験年数は公認会計士である者の経験年数であり、公認会計士登録日からの年数を記載しております）

設立 2011年2月

関与会社	金商法監査	15社
	会社法監査	22社
	学校監査	4法人
	その他の監査等	37法人

（2022年3月31日現在）



清陽監査法人